



事業者の皆様へ

円滑な資金供給の 促進に向けて

金融庁では、担保・保証に必要以上に依存しない 融資を促進しています。

「この事業は絶対うまくいく自信がある。でも、担保がないと必要な資金を貸してもらえないのではないだろうか…」

「新しく事業を立ち上げたいが、個人保証を提供することにはためらいがある…」

このような声に対応するため、金融庁では、金融機関が担保・保証に必要以上に依存することなく、事業者に対し円滑に資金を供給するよう促しています。

事業者の皆様にも、金融庁の取組みを知っていただくことで、金融機関と相談する際の参考になれば幸いです。



Contents

P03 : 事業性評価に基づく融資等の促進

P04 : 「経営者保証に関するガイドライン」の活用促進

P05 : 「短期継続融資」を通じた運転資金融資の円滑化

P06 : 個別融資に係る検査手法の見直し



事業性評価に基づく融資等の促進

自らの事業の内容や今後の見通し等について、金融機関によく説明・相談してみましょう。



金融機関に対し、事業者の事業の内容や成長可能性などを適切に評価し、融資や助言を行うよう促しています。

事業性評価とは、金融機関が、現時点での財務データや、担保・保証にとらわれず、企業訪問や経営相談等を通じて情報を収集し、事業の内容や成長可能性などを適切に評価することを言います。金融機関が目利き能力を発揮して、融資や助言を行い、企業や産業の成長を支援することは、金融機関の果たすべき基本的な役割です。金融庁では、金融機関がこうした役割をしっかりと果たすよう、事業性評価に基づく融資等を促しています。

事業者の声



株式会社 IROYA CEO

おおの けいた
大野 敬太 さん

弊社はアパレルのオンライン&オフラインショップを運営している会社です。みずほ銀行には、創業間もない当社に対して、財務諸表のみならず、ビジネスモデルの特長や経営陣の事業に対する取組姿勢など定性面も評価いただき、融資を受けることが出来ました。

金融機関の声



みずほ銀行 企業戦略第二部 担当部長

あかおか ひさたか
赤岡 央崇 さん

成長途上にある企業は十分な事業実績や物的資産を持っていないことが多くあります。そのような場合であっても、みずほ銀行では事業の内容や成長可能性の評価を通じた適切な資金供給に努めています。

金融機関の声



常陽銀行 営業推進部 法人営業グループ 副部長

すずき えいじ
鈴木 栄司 さん

常陽銀行では、お客様との対話を通じて、事業の内容や成長可能性の把握に努めています。そのうえで、事業ステージに応じた各種ソリューションの提供や事業の発展・成長に向けた積極的な資金供給によりお客様の事業を支援しています。

「経営者保証に関するガイドライン」の活用促進

借入れ等の際には、経営者保証が必要かどうか、金融機関に相談してみましょう。



「経営者保証に関するガイドライン」の融資慣行としての浸透・定着に取り組んでいます。

借入れのある中小企業の経営者のうち、8割超が個人保証を提供しています。個人保証の提供は、新規に事業を起こしたり、事業を承継したりする際に、大きな精神的負担をもたらすことから、思い切った起業や円滑な事業承継の障害となっている面もあります。そこで、経営者保証に関するルールを明確化するため、「経営者保証に関するガイドライン」が策定され、平成26年2月から適用が開始されました。

ガイドラインでは、

- ①法人と経営者の資産・経理が明確に区分されている
- ②法人のみの資産・収益力で借金返済が可能と判断し得る
- ③法人から適時適切に財務情報等が提供されている

といった経営状況が認められる場合に、金融機関は、経営者保証を求めないことや、既存の保証契約の解除などを検討することとなっています（必ずしも全てを満たすことが求められているものではありません。）。

また、既存の個人保証債務を整理する場合においても、次のチャレンジに向けて経営者に一定の資産や華美でない住宅を残せることになっています。



経営者保証に関するガイドライン研究会事務局担当者の声



全国銀行協会
業務部長
わたなべ としゆき
渡邊 俊之 さん

ガイドラインの適用開始により、金融機関は経営者保証に依存しない融資の促進に真摯に取り組んでいます。ガイドラインの適用に当たっては、良好なリレーションシップの構築が大切です。事業者からは、金融機関と信頼関係を築くことができ、取引を一層深められるとの感謝の声も頂戴しています。

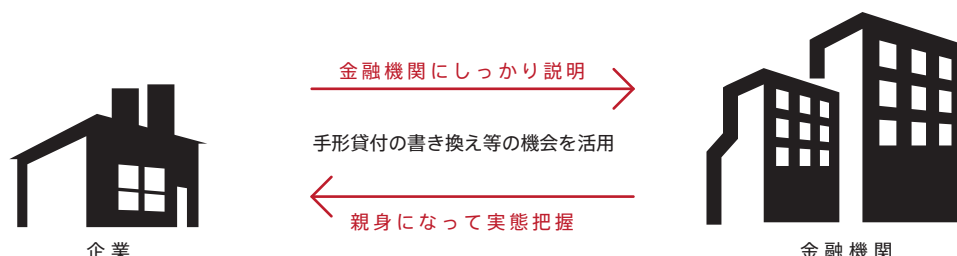


日本商工会議所
中小企業振興部部長
かとう まさとし
加藤 正敏 さん

ガイドラインの積極的な活用を通じて、中小企業の思い切った事業展開や早期の事業再生の取組みを強力に後押しするため、これからも全国の商工会議所のネットワークを通じて、積極的な周知を図ってまいります。

『短期継続融資』を通じた 運転資金融資の円滑化

無担保・無保証の短期継続融資で運転資金を借りることも可能です。
金融機関に事業の状況をしっかりアピールして、よく相談してみましょう。



直近の試算表 / 業績予想 / 資金繰り表 / 注文書 等の提出



製造現場や倉庫(在庫)等の確認



金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]に事例を追加しました。

中小零細企業の運転資金は、かつては、利払いのみの手形の書き換え等で調達できました。

しかし、近年、そうした貸出慣行が少なくなり、運転資金でも長期融資で約定弁済を求められるケースが多く見られます。

そこで、金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]に新たな事例(事例20)を追加し、正常運転資金の範囲であれば、手形の書き換え等の短期継続融資で対応することは何ら問題ないことを明確にしました。

併せて、正常運転資金に対する考え方も、決まった計算方法ではなく、業種や状況により様々であるため、実態に合わせて柔軟に検討する必要があることを示しました。

事業者の声



株式会社ニッカネ
代表取締役社長
かねた ようすけ
金田 陽介 さん

弊社は業務用食材の卸業者です。年末の仕入れ資金の借入れを申し込んだところ、過去の売上実績とともに、今後の見通しを評価してもらい、栃木銀行から短期融資(手形貸付、期限一括)の提案がありました。当社としてもC F改善につながる提案であり、今後の設備計画にも前向きに取り組めるようになりました。

金融機関の声



栃木銀行
宇都宮駅前支店長
ながおか のぶひこ
長岡 伸彦 さん

ニッカネ社から、年末に際し運転資金の申込みがあり、当社の業況や過去の売上げの推移、今後の見通し等を踏まえ、当行は無担保の短期融資(手形貸付、期限一括)での提案が妥当と判断しました。この結果、当社のC F改善等にもつながり、メイン行の役割を果たせたと考えています。

個別融資に係る検査手法の見直し

個別の融資の判断は金融機関にまかされています。



金融機関は金融検査を理由に融資を断ることはありません。

金融庁は、これまで、立入検査における個別の資産査定を中心に、金融機関の健全性を評価してきました。

新しい金融モニタリングでは、金融機関のリスク管理態勢や金融機関全体の健全性を確認することとしています。このため、中小企業向けなど、個別の融資については、金融機関自らの判断が尊重されることとなっており、金融機関が金融検査を理由に融資を断ることはありません。

金融庁担当者の声



金融庁検査局総務課 統合的リスク等 モニタリング長

いちかわ とおる
市川 亨 さん

金融モニタリング基本方針を踏まえ、金融庁では、金融機関のリスク管理態勢を新しい手法で検証しています。

この手法では、原則、金融機関の経営に影響を及ぼすような大口与信以外の融資については、金融機関の判断を尊重します。従って、中小零細企業に対する融資は、基本的に金融検査の査定の対象となりません。

金融機関には、中小零細企業に対して、目利き力を十分に発揮して頂き、積極的に融資を検討することを期待しています。

財務局・金融庁への相談はこちらまで

各財務局・財務事務所の「中小企業等金融円滑化相談窓口」(受付時間：平日 午前9時～午後4時)

財務局

北海道財務局 011-729-0177	函館財務事務所 0138-23-8445 旭川財務事務所 0166-31-4151 釧路財務事務所 0154-32-0701 帯広財務事務所 0155-25-6381 小樽出張所 0134-23-4103 北見出張所 0157-24-4167
東北財務局 022-263-9622	青森財務事務所 017-722-1463 盛岡財務事務所 019-625-3353 秋田財務事務所 018-866-7117 山形財務事務所 023-625-6295 福島財務事務所 024-535-0320
関東財務局 048-615-1779	水戸財務事務所 029-221-3195 宇都宮財務事務所 028-346-6302 前橋財務事務所 027-896-2001 千葉財務事務所 043-251-7214 東京財務事務所 03-5842-7014 横浜財務事務所 045-681-0933 新潟財務事務所 025-281-7504 甲府財務事務所 055-253-2263 長野財務事務所 026-234-5125
北陸財務局 076-208-6711	富山財務事務所 076-405-6711 福井財務事務所 0776-25-8236
東海財務局 052-687-1887	岐阜財務事務所 058-247-4113 静岡財務事務所 054-251-4321 津財務事務所 059-225-7223
近畿財務局 06-6949-6530	大津財務事務所 077-522-4362 京都財務事務所 075-752-1419 神戸財務事務所 078-391-6943 奈良財務事務所 0742-27-3163 和歌山財務事務所 073-422-6143
中国財務局 082-221-9331	鳥取財務事務所 0857-26-2338 松江財務事務所 0852-21-5233 岡山財務事務所 086-223-1133 山口財務事務所 083-923-5085
四国財務局 087-812-7803	徳島財務事務所 088-654-6202 松山財務事務所 089-941-7185 高知財務事務所 088-822-4323
九州財務局 096-353-6352	大分財務事務所 097-532-7107 宮崎財務事務所 0985-44-2735 鹿児島財務事務所 099-226-6155
福岡財務支局 092-433-8066	佐賀財務事務所 0952-32-7177 長崎財務事務所 095-825-3177
沖縄総合事務局 098-866-0095	

金融庁

金融庁の相談窓口
(受付時間：平日 午前10時～午後5時)

◎ 金融円滑化ホットライン 0570-067755 (IP 電話からは 03-5251-7755)
◎ 金融サービス利用者相談室 0570-016811 (IP 電話からは 03-5251-6811)

財務局・財務事務所では、ご同意いただければ、金融機関への事実確認等を行います。